

電力供給契約書(案)

- 1 件名 富士宮市役所庁舎ほか56施設で使用する電力の供給
2 需要場所 別紙「需要名称及び受給場所」のとおり
3 供給期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
4 契約代金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 円)
5 契約区分 概算契約
6 支払方法 月ごと、後払い
7 料金単価 以下のとおり

項目 金額	基本料金単価 (1kwにつき)	消費税及び 地方消費税額	合計
基本料金	円	円	円
電力量料金	円	円	円

- (1) 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- (2) 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要が生じたときは、双方協議の上契約金額を改定することができる。
- (3) 消費税率及び地方消費税率が変更された場合の契約金額については、双方協議の上、決定するものとする。

8 契約保証金 免除

特約条項

本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る富士宮市の歳出予算が減額又は削除された場合は、発注者は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。

上記の契約について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款の条項（特約条項がある場合、それを含む。）によって電力供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

（書面契約の場合は、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。）

令和 年 月 日

発注者 静岡県富士宮市弓沢町150番地
富士宮市長 須藤 秀忠

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

※電子契約によらない場合は、各自押印するものとする。